平成２２年（フ）第３０４号
静岡県浜松市西区入野町16123番地　県営南平団地５―101
債務者　宮城エリザベスこと　ミヤシロ　マチャッカ　エリザベス　マリッツァ
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
石川県七尾市田鶴浜町ト部178番地
債務者　杉森　克夫
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第３０号
石川県羽咋市千代町は11番地２
債務者　小谷　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第３０８号
静岡県浜松市中区和合町205番地の32　第５木下グリーンハイツ202号室
債務者　宮元　清貴
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目10番217号浜松アーバンヒルズ
債務者　伊東美枝子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜六丁目14番１―Ａ―205号　嘉手納町水釜第二町営住宅Ａ棟
債務者　大城　朝松
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２０号
広島県福山市沖野上町５丁目５番18号、旧住所岡山県井原市美星町黒木406番地
債務者　藤原　寛芳
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３２号
島根県江津市江津町1213番地
破産者　株式会社Ｈ＆Ａ
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第６８４号
大阪市福島区福島１丁目５番18号
破産者　芦屋ぎんなん株式会社
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３号
秋田県大館市赤館町７番５号
破産者　有限会社たらふくカンパニー
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２０年（フ）第１６０９号
福岡県久留米市中央町14番地９
破産者　株式会社グレースワコー
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３８号
仙台市青葉区川平２丁目15番３号、登記簿上の住所仙台市青葉区昭和町３番15号ネオプラザ北仙台111
破産者　北杜開発株式会社
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
宮城県宮城郡利府町青葉台２丁目１番地146、登記簿上の住所仙台市青葉区新坂町14番５号エストレジャ102
破産者　株式会社サンコーポレーション
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
栃木県大田原市蛭畑833番地１
破産者　那須コンクリート工業有限会社
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４７号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目６番16号
破産者　星　　幸男
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１７号
栃木県芳賀郡益子町大字益子1657番地１、開始決定時の住所栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2754番地９
破産者　灰野　正男
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目109番地
破産者　有限会社三進鉄筋工業
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
新潟県長岡市殿町１丁目２番地６
破産者　株式会社長岡浩養軒
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係